

○我孫子市総合評価方式入札実施要綱

平成22年3月31日

告示第87号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事のうち総合評価方式による入札の実施に関し、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱（平成16年告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱において使用する用語の例による。

(総合評価方式の型式)

第3条 この要綱に基づき実施する総合評価方式の型式は、国土交通省の定める特別簡易型とする。

(対象工事)

第4条 総合評価方式による入札の対象となる建設工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

(1) 設計金額が1億円以上の建設工事（特定建設工事共同企業体に発注する建設工事を除く。）

(2) その他市長が必要があると認めた建設工事

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

(1) 工期等の施工条件に照らして、総合評価方式によることが適当でない場合

(2) 発注する工事に特殊な機械又は専門的技術を要するため契約の相手方が特定される場合

(落札者決定基準等)

第5条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第3項の規定により定める落札者決定基準は、評価基準、評

価の方法その他の基準とする。

2 市長は、前項に規定する落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等を含む。）に意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

（評価基準）

第6条 前条第1項の評価基準は、次の各号に定める項目につきそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 評価項目 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度又は重要度に応じて定めるものとする。

(3) 評価項目の得点 評価項目の得点は、評価項目ごとに求めるものとする。この場合において、小数点以下3位があるときは、これを四捨五入し、小数点以下2位まで算出するものとする。

(4) 加算点 評価項目ごとの得点の合計を加算点とする。

（入札公告）

第7条 総合評価方式入札により建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合における令第167条の6第1項の入札について必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格の審査の申請時に提出が必要な書類の内容及び提出期間

(2) 入札書の提出時に提出が必要な書類の内容及び提出期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 令第167条の6第1項及び我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第125条第1項の規定による公告をしたときは、我孫子

市ホームページに掲載する。

(入札に必要な書類の提出等)

第8条 この要綱に基づき入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札参加資格の審査及び価格以外の条件についての評価のため、次に掲げる書類を書留若しくは簡易書留又は電子入札システムの方法により市長に提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。)
- (2) 企業施工実績届(様式第2号)
- (3) 配置予定技術者施工経験届(様式第3号)
- (4) 各様式で指定された添付書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条第2項に規定する公告において提出を求めた書類

2 入札参加資格の審査及び資格の有無の決定は、次の各号に定める建設工事につきそれぞれ当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 軽微な建設工事、小規模建設工事及び中規模建設工事 開札前に発注主管課長及び契約主管課長が審査し、発注主管部長が資格の有無を決定する。
- (2) 大規模建設工事 開札前に発注主管課長が我孫子市建設工事等入札及び契約制度検討委員会の意見を聴き、その結果を我孫子市入札等審査会に報告し、市長の決裁を得て資格の有無を決定する。

3 第1項の規定により提出された申請書兼誓約書及び書類(以下「申請書等」という。)は、返却しない。

4 申請書等を提出しない入札者による入札又は申請書等に必要事項が記載されていない入札者による入札は、無効とする。

5 申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(評価の方法)

第9条 評価は、技術評価点(標準点(100点)に加算点を加えた点数をいう。)

を当該入札者の入札価格で除した数値に予定価格の桁数から2を減じた値を指数とする10の累乗を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）により行う。この場合において、小数点以下5位があるときは、これを四捨五入し、小数点以下4位まで算出するものとする。

（落札者の決定）

第10条 落札者の決定は、次の各号のいずれにも該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- (3) 失格基準価格を設定した場合にあっては、当該価格を下回らないこと。

2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により落札者を決定するものとする。

- (1) 電子入札 電子入札システムの電子くじ機能を使用する方法
- (2) 郵便入札 入札者（当該入札者がくじ引に参加できないときは、入札事務に関係のない市職員）にくじを引かせる方法

（入札の無効）

第11条 次の各号（電子入札にあっては、第4号から第6号までを除く。）のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 規則第130条各号に該当するもの
- (2) 入札の際に提出された工事内訳書の合計金額と入札書に記載した金額が一致しないもの
- (3) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの
- (4) 入札書の入札金額の記載が訂正されているもの
- (5) 申請書兼誓約書に代表者の記名がないもの（代表者の押印を省略する場合にあっては、責任者若しくは担当者の氏名又は連絡先の記載がないもの）
- (6) 年間代理人が行う入札において市長が指定する日までに使用印鑑届

兼委任状の写しが提出されないもの

(7) 所定の入札保証金を納付していない者(納付を免除された者を除く。)が行ったもの

(8) 落札資格決定の日までに市発注の工事成績について通知を受けた者で、当該工事の成績に60点未満の通知があったものが行ったもの
(入札結果の公表)

第12条 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、速やかに落札者、入札価格及び評価値について公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、我孫子市ホームページに掲載する方法による。
(評価の説明)

第13条 入札者のうち落札者とならなかったものは、前条の規定による公表を行った日の翌日から起算して5日(我孫子市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に、市長に対し、落札者として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、建設工事に係る総合評価方式入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公示する入札について適用する。

(我孫子市総合評価落札方式の試行に関する要綱の廃止)

2 我孫子市総合評価落札方式の試行に関する要綱(平成20年告示第202号)は、廃止する。

附 則(平成24年4月12日告示第128号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月1日告示第238号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定及び第4条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日告示第74号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型プロポーザル実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札及びプロポーザルについて適用し、同日前に公示した入札及びプロポーザルについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月21日告示第226号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年12月27日告示第308号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年9月16日告示第216号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年12月21日告示第283号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(74)まで 略

(75) 我孫子市総合評価方式入札実施要綱

附 則（令和6年1月22日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年9月27日告示第236号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第106号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月10日告示第76号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

利用者番号

総合評価方式入札参加資格審査申請書兼誓約書

年 月 日

我孫子市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

※ 電子入札の場合は押印省略可。

電子入札以外で押印を省略する場合は、7本件責任者氏名等に記載をすること。
(6に記載した者及び連絡先が同一の場合は、記載不要)

総合評価方式入札に参加したいので、次のとおり関係書類を提出します。

次の工事の入札に際し、結託等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。また、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 工事名称
- 3 工事施工場所
- 4 資格確認事項

同種工事の施工実績	企業施工実績届（様式第2号）のとおり
配置予定の技術者の氏名及び資格内容	配置予定技術者施工経験届（様式第3号）のとおり

5 提出書類（郵送）

- ① 企業施工実績届（様式第2号）
- ② 配置予定技術者施工経験届（様式第3号）
- ③ 建設業の許可通知書の写し
- ④ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤ ①から④までに掲げる書類並びに①及び②の添付書類以外で公告文で提出を求めた書類

※ 本様式は、郵送による提出と電子入札システムによる提出をすること。郵送による提出については、各様式で添付を指示された書類を併せて提出すること。電子入札システムによる提出については、押印及び添付を指示された書類は不要とする。

※ 提出すべき書類が提出されていない場合は失格とする。ただし、ISO登録証の写しが不足していた場合は失格とはせず、後日提出されたISO登録証の写しにより評価する。また、本案件の落札者決定基準において「品質管理、環境マネジメントシステムの取り組み状況」が評価の対象となっていない場合は、ISO登録証の写しの提出は不要とする。

※ 評価基準で定める「我孫子市の工事成績評定点の平均値」及び「地域貢献度」について書類の提出は不要とする。

- 6 申請書記載者及び連絡者 氏 名
連 絡 先
- 7 本件責任者氏名等 本件責任者氏名：
担当者氏名：
連絡先：

注意事項

電子入札以外で代表者の押印を省略した場合は、7本件責任者氏名等に記載がない者が行った入札は無効となります。

(6に記載した者及び連絡先が同一の場合を除く。)

様式第2号（第9条関係）

企業施工実績届

発注番号：

工事名称：

商号又は名称：

同種工事の 施工実績	<input type="checkbox"/> 我孫子市発注同種工事の実績あり <input type="checkbox"/> 官公庁発注同種工事の実績あり（我孫子市を除く。） <input type="checkbox"/> 上記以外 ※上記のうち、いずれか1つのみ選択すること。		
	工事名称		
	発注機関名		
	工事場所		
	契約金額		
	工事期間		
	出資比率（上記工事の受注形態がJVの場合のみ記載）		%
品質管理、環境マ ネジメントシス テムの取組状況	<input type="checkbox"/> IS09001及びIS014001の両方の認証を取得済み <input type="checkbox"/> IS09001又はIS014001のいずれか一方の認証を取得済み <input type="checkbox"/> IS09001及びIS014001の認証を取得していない		
市内公共工事 実 績	<input type="checkbox"/> 実績あり <input type="checkbox"/> 実績なし	障 害 者 雇 用 状 況	<input type="checkbox"/> 雇用している <input type="checkbox"/> 雇用していない
我孫子市商工 会への参加	<input type="checkbox"/> 我孫子市商工会会員 <input type="checkbox"/> 我孫子市商工会会員以外		
更生保護にお ける就労支援	<input type="checkbox"/> 対象期間内における雇用の実績あり <input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録あり <input type="checkbox"/> 協力雇用主の登録なし		
我孫子市民の 雇 用	<input type="checkbox"/> 我孫子市民の雇用が5人以上 <input type="checkbox"/> 我孫子市民の雇用が1人以上5人未満 <input type="checkbox"/> 我孫子市民の雇用なし		
消防団活動 への協力	<input type="checkbox"/> 有効期間内の我孫子市消防団協力事業所表示証の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 上記以外の者で、我孫子市消防団に加入している者が1人以上所属していること <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない者		
ボランティア 活 動	<input type="checkbox"/> 我孫子市内のボランティア活動実績あり <input type="checkbox"/> 我孫子市内のボランティア活動実績なし		
地域活性化	<input type="checkbox"/> 当該工事において市内建設業者との下請契約の予定あり又は入札参加者が市内建設業者の場合において請負金額の80%以上を自社で施工予定するもの <input type="checkbox"/> 当該工事において市内業者との下請契約の予定なし		
添 付 書 類	1 「同種工事の施工実績」の欄に記載した該当工事を証明する書類（契約書等の写し又は工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し） 2 「品質管理、環境マネジメントシステムの取組状況」について、IS09001及びIS014001の認証を確認できる登録証の写し 3 「市内公共工事実績」について、対象となる工事の実績を証明する書類。ただし、「同種工事の施工実績」の工事と同一の場合、「同種工事の施工実績」の添付書類をもって本項目の実績の書類が添付されているものとみなす。 4 「障害者雇用状況」について、障害者手帳の写し及び現に雇用していることを証明できる書類の写し 5 「我孫子市民の雇用」について、「市民雇用調書」（本案件固有様式）及び現に雇用していることを証明できる書類の写し 6 「消防団活動への協力」について、「消防団員調書」（本案件固有様式） 7 「ボランティア活動」について、「市内ボランティア活動調書」（本案件固有様式） ※ 該当がない項目の添付資料は不要とする。		

様式第3号（第9条関係）

配置予定技術者施工経験届

発注番号：

工事名称：

商号又は名称：

同種工事の 施工経験	<input type="checkbox"/> 我孫子市発注同種工事の経験あり <input type="checkbox"/> 官公庁発注同種工事の経験あり（我孫子市を除く。） <input type="checkbox"/> 上記以外 ※上記のうち、いずれか1つのみ選択すること。	
	工事名称	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工事期間	
出資比率（上記工事の受注形態がJVの場合のみ記載）		%
配置予定技術者の 氏名及び 保有する資格等	氏名	
	保有する資格	<input type="checkbox"/> 落札者決定基準による評価の対象となる資格 <input type="checkbox"/> 上記以外の資格
	<input type="checkbox"/> 営業所（契約を締結する営業所以外も含む）の専任技術者でない <input type="checkbox"/> 本案件工事の配置期間中は、他の工事現場に配置されない	
継続教育（CPD（S））の取組状況	<input type="checkbox"/> 各団体推奨単位（ユニット）以上取得 <input type="checkbox"/> 各団体推奨単位（ユニット）の50%以上取得 <input type="checkbox"/> 上記以外	
添付書類	1 「同種工事の施工経験」の欄に記載した該当工事を証明する書類（コリンズの登録内容確認書の写し等。ただし、企業施工実績届（様式第2号）の添付書類と重複する書類については、省略可） 2 配置予定技術者が保有する資格認定証明書の写し 3 「継続教育（CPD（S））の取組状況」について各団体が発行する証明書の写し	

※ 落札者は、上記に記載した配置予定の技術者を本案件工事の現場に専任で配置すること（営業所の専任技術者や他の工事の現場に配置された者等の建設業法等の規定により、本案件工事の現場に配置することができない者は、配置予定技術者とすることはできない。）。また、当該工事における配置予定技術者の変更については、技術者の評価の関係上、退職や退職等の特別な事情を除き、技術資料提出後の変更はできない。

※ 同種工事の施工経験については、本案件の落札者決定基準において、評価項目「企業の技術力」の「配置予定技術者の能力」中「同種工事の施工経験」の評価内容を参照すること。

※ 「落札者決定基準による評価の対象となる資格」は、本案件の落札者決定基準において、評価項目「企業の技術力－配置予定技術者の能力－保有する資格」の評価基準を参照すること。

※ 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者全ての者について、本様式及び資格認定証明書の写しを提出すること。なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、最も低い評価を受けた技術者をもって算定する。

様式第1号（第9条関係）

（令5告示283・令6告示16・一部改正）

様式第2号（第9条関係）

（令6告示236・一部改正）

様式第3号（第9条関係）